

令和 6 年 3 月 4 日  
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

## 大手ガス事業者等による独占禁止法違反等事案に関して ガス事業法及び電気事業法に基づく報告徴収等を行いました

大手ガス事業者等が、独占禁止法に違反し又はそのおそれのある行為により、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた事案に関して、本日、電力・ガス取引監視等委員会は、対象事業者に対して、ガス事業法及び電気事業法に基づく報告徴収等を実施しましたので、お知らせいたします。

今般、大手ガス事業者等（中部電力ミライズ株式会社・東邦瓦斯株式会社等）は、公正取引委員会から、大口都市ガスにおける談合を行っていたことや、家庭用都市ガス料金（電気とのセット契約割引を含む）に関する話し合いを行っていたこと等について、排除措置命令・課徴金納付命令・警告を受けました。

本件は、ガス事業及び電気事業の健全な発達を阻害するものとして、ガス事業法及び電気事業法の精神に反するものです。

これを受け、本日、本件に関する委員長談話を電力・ガス取引監視等委員会のホームページに掲載しました。

（委員長談話）

<https://www.emsc.meti.go.jp/committee/statement/20240304001.html>

また、本件に関し、本日、電力・ガス取引監視等委員会から、以下の対象事業者に対して、ガス事業法及び電気事業法に基づく報告徴収等を実施しました。今後、報告徴収等の結果に基づき、必要な対応を行ってまいります。

（報告徴収等の対象事業者）

- ・ 中部電力ミライズ株式会社
- ・ 株式会社シーエナジー
- ・ 東邦瓦斯株式会社

【本件に関するお問い合わせ先】  
電力・ガス取引監視等委員会事務局  
取引監視課長 下津  
担当者：安原、山下、古田  
電話：03-3501-1552（直通）